

岐阜市の地下水汚染地区の見直しについて（切通地区）

1. 概要

平成12年11月～平成15年1月に実施したテトラクロロエチレン等に係る地下水汚染調査によって、市内に6つの汚染地区（「南部」、「鶯谷・殿町」、「厚見」、「新栗野」、「切通」、「真砂町西側」）が判明した。

以降、毎年1地区を選定し、汚染範囲の周辺で調査を実施し、学識経験者の意見を参考に、汚染範囲の見直しを行っている。

切通地区の汚染は、平成14年度にテトラクロロエチレンと、その分解生成物であるトリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレンの3種の汚染が確認された。

その後、平成24年度の再調査でテトラクロロエチレンとトリクロロエチレンの汚染が解消され、平成30年度は汚染範囲が縮小した。

過去の汚染範囲の見直し（令和6年2月時点）

- 『真砂町西側地区』：平成24年度に見直し（汚染地区を解除）
- 『南部地区』：令和元年度に見直し（汚染範囲を縮小）
- 『鶯谷・殿町地区』：令和2年度に見直し（同上）
- 『厚見地区』：令和3年度に見直し（同上）
- 『新栗野地区』：平成29年度に見直し（同上）
- 『切通地区』：平成30年度に見直し（同上）

（参考）テトラクロロエチレン等について

これらの物質は、ドライクリーニングや金属製品の脱脂等に使用されており、発がん性等の人体への影響が指摘されている。また、基準値については、その濃度の水を、人が70年間、1日2リットル飲み続けた場合、生涯発がん危険率が10万分の1以下になるように決められている。

2. 今回の再調査結果（調査期間 令和5年8月21日～同年8月28日）

調査地点：平成30年度見直し時に検査した地点（18地点）

検査項目	基準値 (mg/L)	基準適合				基準超過	
		不検出		検出		濃度範囲 (mg/L)	地点数
		濃度範囲 (mg/L)	地点数	濃度範囲 (mg/L)	地点数		
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	14	0.0005～0.0022	4	-	
トリクロロエチレン	0.01	<0.001	17	0.001	1	-	
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	14	0.014～0.021	3	0.068	1
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	18	-	-	-	
クロロエチレン	0.002	<0.0002	18	-	-	-	

18地点の内、1地点で基準超過が確認された。項目は、1,2-ジクロロエチレンのみであった。

3. 汚染範囲の検証（1,2-ジクロロエチレン）

(1) 調査結果の経年変化

過去4回の調査において、採水を実施した地点のデータを比較（18地点）

調査期間	平成14年度 1回目		平成24年度 2回目		平成30年度 3回目		令和5年度 4回目	
	濃度範囲 (mg/L)	地点数	濃度範囲 (mg/L)	地点数	濃度範囲 (mg/L)	地点数	濃度範囲 (mg/L)	地点数
基準適合 (不検出)	<0.004	13	<0.004	14	<0.004	14	<0.004	14
基準適合 (検出)	0.006 ～ 0.032	3	0.022	1	0.013 ～ 0.015	3	0.014 ～ 0.021	3
基準超過	0.054 ～0.20	2	0.041 ～0.10	3	0.10	1	0.068	1
平均値	0.017		0.011		0.0079		0.0068	
地点数計		18		18		18		18

経年的に1,2-ジクロロエチレンの基準超過地点数と平均値は減少傾向にある

(2) 1,2-ジクロロエチレンの検出地点での濃度変化



基準超過地点(A)の濃度は減少傾向

4. 結論

- ・汚染範囲は、平成30年度に確定した汚染範囲のままとする。
- ・モニタリング調査は、従来通り、A・C・D・E地点で継続する。